

## 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス（サービスA）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 サンライフ
主たる事務所の所在地	〒135-0016 東京都江東区東陽5-5-2
代表者（職名・氏名）	代表取締役 上月 伸一
設 立 年 月 日	平成28年 2月 2日
電 話 番 号	03-6659-7543

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	サンライフケア	
サービスの種類	訪問型サービス（サービスA）	
事業所の所在地	〒135-0016 東京都江東区東陽5-5-2 篠崎ビル102	
電 話 番 号	03-6659-7543	
指定年月日・事業所番号	平成28年9月1日指定	13A0800238
管理者の氏名	田中 康広	
事業の実施地域	江東区	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

サービスAは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月17日）を除きます。
営業時間	月曜日から午前9時から午後6時及び土曜は午前10時から午後3時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者（訪問事業責任者）	常勤 3人、 非常勤 0人
訪問介護員	常勤 1人、 非常勤 4人

## 7. 第三者評価について

第三者評価	特に行っていない
-------	----------

## 8. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問事業責任者の氏名	
------------	--

## 9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （1）サービスAの利用料

#### 【基本部分】

サービスの内容	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体介護を伴うサービス	281単位	3,203円	321円	641円	961円
身体介護を伴わないサービス	251単位	2,861円	287円	573円	859円

交通費 実施区域超える場合1キロにつき100円（自動車を使用した場合）

\*但し令和3年4月から9月については、新型コロナウイルス感染症対応の特例的な評価の取扱い等を勘案し、1単位を上乗せした単位数になります。

**【令和3年4月から9月の利用に関しては下記のとおり】**

サービスの内容	単位数	費用額 (10割分)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
身体介護を伴うサービス	282単位	3,214円	322円	643円	965円
身体介護を伴わないサービス	252単位	2,872円	288円	575円	862円

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

サービスの内容		単位数	費用額 (10割分)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	初回の月	200 単位	2,280円	228円	456円	684円
介護職員処遇改善加算 (I-1) 要支援1※	ひと月につき	161 単位	1,835円	184円	367円	551円
介護職員処遇改善加算 (I-2) 要支援2※	ひと月につき	322 単位	3,670円	367円	734円	1,101円
介護職員等特定事業所加算 (II) 要支援1※	ひと月につき	49 単位	558円	56円	112円	168円
介護職員等特定事業所加算 (II) 要支援2※	ひと月につき	99 単位	1,128円	113円	226円	339円

**(2) キャンセル料**

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の0%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

**(3) 支払い方法**

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた

後、27日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 江東信用組合行 洲崎支店 普通口座 2112192
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び江東区等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 03-6659-7543 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	江東区介護保険課在宅支援係介護サービス利用相談	電話番号 03-3647-4319
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177

### 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都江東区東陽 5-5-2  
事業者（法人） サンライフケア（株式会社サンライフ）  
代表者職・氏名 代表取締役 上月伸一 印  
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）  
住所  
本人との続柄  
氏名 印

立会人 住所  
氏名 印